

# **総務省組織令の一部を改正する政令案の概要**

## **1. 概要**

総務省の所掌事務の円滑な遂行を図るため、情報流通行政局情報通信政策課及び同局参事官の所掌事務の追加等を行う。

## **2. 主な改正事項**

- (1) 国際戦略局参事官の規定の整備（総務省組織令（以下「令」という。）第75条）

「各省組織令立案作業の手引書」（平成12年5月30日中央省庁等改革推進本部事務局）に基づき、規定の整備を行うもの

- (2) 情報流通行政局総務課及び情報通信政策課の所掌事務の変更（令第77条及び第78条）

総合通信局及び沖縄総合通信事務所の組織及び運営一般に関する事務を情報流通行政局総務課の所掌事務から同局情報通信政策課の所掌事務に移管するもの

- (3) 情報流通行政局参事官の所掌事務の追加及び専任化関係（令第76条、第78条、第79条及び第86条）

令和4年度機構・定員要求結果を受け、同局情報流通行政局参事官の所掌事務を追加するとともに、同参事官を専任とするもの

- (4) 情報流通行政局参事官の設置期間の特例（この政令による改正後の令（以下「新令」という。）附則第18条）

情報流通行政局参事官の設置期間を令和8年3月31日とするもの

## **3. 施行期日**

令和4年7月1日